

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年3月15日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100304 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100088 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を、平成 25 年 8 月 9 日は 24 万 8,000 円、同年 12 月 17 日は 38 万円、平成 26 年 8 月 5 日は 31 万 8,000 円、平成 27 年 8 月 5 日は 32 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 8 月 9 日、同年 12 月 17 日、平成 26 年 8 月 5 日及び平成 27 年 8 月 5 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が平成 25 年 8 月 9 日、同年 12 月 17 日、平成 26 年 8 月 5 日及び平成 27 年 8 月 5 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 8 月
② 平成 25 年 12 月
③ 平成 26 年 8 月
④ 平成 27 年 8 月

A 社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できないので、請求期間に支給された賞与を年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した請求期間に係る預金取引推移表及び平成 26 年 12 月 12 日支給分賞与支払明細書によると、請求者は、請求期間①から④までにおいて、A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の標準賞与額を請求期間①は 24 万 8,000 円、請求期間②は 38 万円、請求期間③は 31 万 8,000 円、請求期間④は 32 万円に訂正することが必要である。

また、請求期間の賞与支給日については、上記の預金取引推移表において確認できる振込日及び請求者の陳述から、請求期間①は平成 25 年 8 月 9 日、請求期間②は同年 12 月 17 日、請求期間③は平成 26 年 8 月 5 日、請求期間④は平成 27 年 8 月 5 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までに係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、こ

れを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100188 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100028 号

第 1 結論

昭和 41 年*月から昭和 49 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 41 年*月から昭和 49 年 12 月まで

昭和 50 年夏頃、健康保険の件で A 区役所の保険課へ行ったときに、同課の人から今だと遡って国民年金保険料を納めることができると言われ、同区の年金課で説明を受け、20 歳まで遡った保険料の合計金額を聞き、その日はそのまま帰った。その週のうちに年金課へ行き、請求期間の保険料を納めたが領収証はもらえず、年金手帳の記載内容が年金を納めたということだと言われた。請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、昭和 50 年夏頃に A 区役所の年金課窓口で 20 歳に遡って国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、当該時期において第 2 回特例納付制度が実施されており、請求者が 20 歳に到達する昭和 41 年*月分まで遡って納付することは可能であったことがうかがえる。

しかしながら、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月より前は、国民年金に初めて加入する際は、加入者に国民年金の記号番号を払い出すこととされており、国民年金保険料の収納及び記録管理は払い出された国民年金の記号番号により行われていたところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金の記号番号(*)は、昭和 51 年 7 月 15 日に A 区で払い出されており、当該払出時において、第 2 回特例納付制度は既に終了していることから、請求期間の国民年金保険料は、当該制度を利用して納付することができない。

また、日本年金機構の回答によると、請求期間のうち昭和 41 年*月分から昭和 48 年 12 月分までの期間は、当該払出時において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、A 区及び日本年金機構は、請求者に対して、基礎年金番号へ統合されている請求者の国民年金の記号番号(*)以外の番号が払い出された記録は確認できない旨回答している。

なお、A 区は、昭和 50 年及び昭和 51 年当時の過年度分及び特例納付制度による国民年金保険料の受領については詳細不明と回答している。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100254 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100086 号

第 1 結論

請求期間について、戦時加算の対象期間として認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正 15 年生
住所 :

2 被保険者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治 40 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 20 年 10 月 20 日から昭和 21 年 3 月 10 日まで

旧船員保険法第 22 条の 2 が適用されるべき「A」(船舶番号:*) が日本年金機構保有の「戦時加算該当船舶名簿」に掲載されておらず、戦時加算扱いされていません。おそらく船主である B 社の届出漏れか、当時の政府関係機関の事情があるようです。請求期間を戦時加算の対象となる期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

戦時加算については、旧船員保険法第 22 条の 2 により、戦時に際し船員保険被保険者が指定海域を主として航行する船舶に乗り組んでいた場合に、被保険者期間が加算されることとされており、指定海域を航行する距離及び日数の基準が定められている。この基準においては、日本海における沿海区域を主として航行する船舶で、航路の基点港より終点港に至る距離が 120 海里未満のものを除くとされている。

請求者が提出した B 社の後継事業所である C 社が保管する訂正請求記録の対象者に係る人事記録によると、訂正請求記録の対象者は、請求期間において、B 社の所有する「A」に乗船していたことを示す記載が確認でき、また、前述の人事記録によると、訂正請求記録の対象者は「A」に乗船 D、下船 E と記載されているが、「A」に係る航行海域及び寄港地等を確認することができない。

また、C 社は、前述の人事記録の「A」と請求者が提出した船舶原簿の「A」が同一船舶であるか否かは不明と回答しているところ、船舶原簿には所有者大蔵省、登録年月日昭和 22 年 5 月 15 日艦船より編入と記載されているものの、請求期間当時の記載は見当たらず、さらに、B 社は既に解散しており、C 社は、前述の人事記録以外の資料の保管については不明である旨回答している。

このほか請求期間に係る「A」の航行海域及び寄港地等について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、戦時加算の対象期間として認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100263 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100087 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 5 月 1 日から昭和 57 年 7 月 1 日まで
前職を昭和 56 年 3 月末に退職後、A 社に昭和 56 年 5 月 1 日付けで事務員の正社員として採用された。昭和 56 年 7 月より厚生年金保険に加入する旨、当時、社会保険事務担当者であった社長の奥様から告げられ、給与からも厚生年金保険料を控除されていたと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間において、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者は、請求者の入社日及び退社日は不明であるが、請求者が勤務していた旨回答していることから、勤務期間の特定はできないものの、請求者が同社において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、請求者の A 社に係る雇用保険被保険者記録はないほか、同社は既に解散しており、請求期間当時において同社の代表取締役であった者は、当時の資料の保管はなく、請求者が勤務していたか覚えておらず、請求者に係る勤務実態、厚生年金保険に関する届出状況等は不明である旨回答している。

また、前述のとおり、請求期間において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、請求者の勤務期間、勤務実態、厚生年金保険加入の有無及び厚生年金保険料控除について、具体的な回答及び陳述を得ることができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の厚生年金保険被保険者記録はなく、健康保険の整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。